

温泉事業者による表示の在り方等について (案)

目 次

1. はじめに
2. 小委員会における温泉表示問題等についての考え方
3. 表示をめぐる事業者の意識と取組の現状
4. 事業者による情報提供の充実について
5. おわりに

< 参考資料 >

審 議 経 過

委 員 名 簿

諮問（温泉事業者による表示の在り方等について）

付議

温泉法、温泉法施行規則の関連部分抜粋

平成 17 年 月 日

中央環境審議会自然環境部会
温 泉 小 委 員 会

1. はじめに

我が国は、世界屈指の温泉国であり、全国各地にある温泉は人々の保健休養に貢献し、また観光の観点からも重要な役割を果たす我が国の貴重な自然資源である。温泉を保護し、その適正な利用を確保することは重要な課題である。

昨年半ばより、表示なく入浴剤を添加する事例、水道水や井戸水等を沸かしたものを温泉であるかのように誤認させる事例、温泉であるにもかかわらず温泉法の許可を受けずに利用している事例などが発生した。

このような状況を踏まえ、温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する喫緊の課題等の検討を行うため、中央環境審議会自然環境部会に温泉小委員会が設置された。

当小委員会は、平成16年11月15日付け環境大臣から中央環境審議会への「温泉事業者による表示の在り方等について」の諮問を受け、諮問事項に関する検討を行ってきた。

これまでの当小委員会での検討、パブリックコメントの結果等を踏まえ、ここに報告を行う。

2. 小委員会における温泉表示問題等についての考え方

(1) 審議の結果、当小委員会として、表示を考えていく際に、次の4点が基本的視点として重要であると考える。

第1は、的確で正確な情報提供である。利用者の、事業者による情報提供のニーズに応じ、温泉に関する的確で正確な情報を提供していくことが重要である。情報提供は利用者が温泉を選ぶためのものであるが、一方で誤った先入観に基づく短絡的な選択とならないよう利用者の理解の増進が同時に必要である。

第2は、表示内容を分かりやすく、また、表示の仕方について工夫する必要性である。的確で正確な情報提供を確保しながら、表示の内容が一般の利用者にとってなるべく分かりやすく、かつ、煩わしくないように工夫していくことが重要である。

第3は、情報提供において、国と国以外の多様な主体が多角的に取り組んでいくことの重要性である。制度上の表示の義務づけに加えて、個々の温泉の特徴や周辺環境等に応じて地方自治体、地域、温泉事業者等多様な主体が自主的に取り組んでいくことが望ましいと考える。

第4に、第3の視点と密接に関連する視点として、温泉に関する利用者の理解を得る努力の重要性である。温泉に対して利用者が期待する事項は、温泉そのもの、周辺の自然環境、食事やサービス等多様であり、利用者はそれらを総合的に評価して、利用する温泉を選択している。その意味で今回議論した表示の問題は、その際のひとつの要素としての位置付けであり、これを含めた多様な主体による創意工夫をこらした情報提供が重要である。

(2) 以上のような基本的視点に立って小委員会として、現在必要な追加的な揭示事項について検討を行った。

以下に記す追加的揭示により、昨年夏以降発生した温泉をめぐる問題事例の一部である、表示なく入浴剤等を使用する問題については、温泉法に基づく規律の設定を提案することになるが、水道水や井戸水を沸かしたものを温泉であるかのように誤認させる事例等については、不当景品類及び不当表示防止法による規制があり、昨年夏以来、公正取引委員会において警告及び19府県において公表等の措置が公表されている。このような問題については、公正取引委員会と関係省庁、都道府県の緊密な連携により、事例の発生を防止し、また、措置を講じていくことが重要である。なお、温泉であるにも関わらず、温泉の許可を得ないで利用した事例も発生し、これについては温泉法違反として処罰されたところである。

(3) 小委員会において、温泉をめぐる、今回審議した当面している問題と中長期的な取組を要する問題があるということが共通の認識であった。今回の審議のなかで、例えば、温泉成分分析の有効期間の設定、温泉利用許可の更新制、温泉資源の保護対策、温泉の魅力を高める総合的な方策、温泉を核としたまちづくり、清掃・衛生管理等についても検討する必要があるとの意見があった。これらの事項のうちいくつかについては、関係省庁との密接な連携が必要であるとの意見があった。これらについて引き続き検討することが重要と考える。

3．表示をめぐる事業者の意識と取組の現状

環境省が平成16年9月に全国約2万軒の温泉利用施設に対して行った実態調査に対して、6割を超える温泉利用施設から回答があった。

調査結果によると、加水・加温・循環ろ過を行っている浴槽を有する施設は、それぞれ32.5%、51.4%、50.4%であった。それらを有している旨を表示しているのは、それぞれ16.1%、19.2%、16.0%であった。加水・加温・循環ろ過を行っているが、その旨を表示していない施設について今後表示する予定を聞いたところ、それぞれ37.1%、36.4%、37.3%の施設が表示する予定と回答している。これらは、温泉利用施設における表示に対する意識の高まりを示すものと考えられる。

昨年夏の温泉を巡る問題事例発生以降、温泉表示に関して温泉地単位でも自主的な取組が始まっている。また、業界団体においても、独自の表示看板制度の普及に努めたり、パンフレット等の表示に関する指針を作成し、利用者の誤解を招かないような表示方法等についての取組みが開始されている。

4．事業者による情報提供の充実について

温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）では、温泉の適正利用の観点から、「温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。」（法第14条第1項）とされており、掲示項目は温泉法施行規則第6条で、次のように書かれている。

すなわち、源泉名、温泉の泉質、源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度、温泉の成分、温泉の成分の分析年月日、登録分析機関の名称及び登録番号、浴用又は飲用の禁忌症、及び浴用又は飲用の方法及び注意を定めている。

また、温泉法第14条第1項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者は、30万円以下の罰金に処される。（法第37条第2号）

温泉をめぐる現在の状況や表示をめぐる事業者の意識等に鑑みると、温泉法に基づくこれらの掲示項目に加え、温泉成分に影響を与える項目を追加して掲示す

ることを義務付け、温泉事業者による温泉利用者への情報提供を充実する必要があると考える。

具体的には、施行規則第6条に定められている揭示項目に、次の(1)に掲げる4項目を加えることが適切と考える。

(1) 揭示項目として追加すべき事項

温泉に水を加えて利用する場合は、その旨及びその理由

温泉に水を加えることは、源泉温度が高い場合や湯量の不足を補う際などに行われることが多いが、温泉に水を加えることにより、温泉の成分に変化をもたらすことから、揭示項目に追加する。

加水を行っている場合は、その旨及びその理由を表示すべきである。なお、水には、湯、氷、雪も含まれる。

温泉を加温して利用する場合は、その旨及びその理由

源泉のゆう出温度が低い場合などは、温泉水を加温（保温を含む。）して入浴に適した温度にして利用する場合がある。温泉水を加温して利用することは、温泉の成分のうち特に揮発性成分に変化をもたらすほか、鉄分やカルシウム分を沈殿させる可能性もあることから揭示項目に追加する。

加温を行っている場合は、その旨及びその理由を表示すべきである。

浴槽等で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由

温泉に循環装置又は循環ろ過装置を使用することは、温泉資源を保護する観点から有効である。また、適切な維持管理の下に循環ろ過装置を使用することは、衛生管理上も有効である。一方、循環装置又は循環ろ過装置を使用して温泉水を循環させることは、温泉の成分のうち特に揮発性成分の失われる度合いが大きいこと、ろ過により、例えば鉄分などが装置に付着して温泉の成分に変化を与える可能性があることから、揭示項目に追加する。

循環ろ過装置の使用は、消毒処理、加水及び加温と密接に関係していることから、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由を表示すべきである。

__ 温泉に入浴剤を添加し、又は温泉を消毒して利用する場合は、添加した物質の名称又は実施した消毒方法及びその理由

温泉に入浴剤を添加して利用する場合や、衛生管理を目的とした塩素系薬剤等の消毒剤の添加やオゾン殺菌などの消毒処理を実施する場合は、温泉成分に変化をもたらす可能性があることから掲示項目に追加する。

その際、その物質の名称又は処理方法及びその理由を表示すべきである。

対象とする物質の状態は、固体、液体又は気体の別を問わず、掲示対象に含めることが適当である。

牛乳、酒、食塩など全部又はその大半が溶解し、利用者が何を添加されているのか一見して認識できないものは、掲示対象に含めるべきである。また、湯の花のように、自然に発生しているか、人為的に添加しているか分からないものについては、人為的に加える場合は温泉に溶解し成分に変化をもたらすことがあり、また利用者に誤解を与えるおそれがあることから、人為的に加える場合については、掲示対象に含める。温泉と同等の成分を含む人為的に製造された液体を添加して利用する場合も対象に含める。なお、しょうぶ（葉）やゆず（果実）など、利用者が一見して何が人為的に添加されているか認識できるものについては、掲示の対象とする必要はないと考える。

なお、加水、加温、循環及び入浴剤の添加や消毒処理の程度を表示することは、温泉利用者への情報提供を進める観点から望ましい事項であるが、これらの程度については、気温の変化や利用者の多寡により変動する可能性があること、また、測定や検証が困難であることなどから、掲示項目に加えることは適当でないと考える。

（２）制度改正に当たって留意すべき事項

__ 制度改正の施行に当たっては、以下の点に留意して行う必要があると考える。

ア．上記で示した4項目については、違反があった場合には、法第37条の罰則が適用されうるものであり、また、現在の掲示内容を修正する必要があることから、制度改正を施行する当たっては、温泉事業者等に対して適切な周知期間を設けて、制度内容の周知徹底を図ること。

イ．今回の追加項目は、気温の変化や利用者の多寡等により変動する可能性がある項目であるので、掲示を義務付けるに当たっては、行政機関が記入例などを示すことを通じて、温泉事業者にも、温泉利用者にも分かりやすいものにするよう努めること。また、年間を通じた状況が分かるような掲示の仕方を工夫する必要があること。

ウ．施行規則第6条第4号については、温泉分析書（「温泉分析書について」（昭和53年5月15日付け環自施第214号通知別表の「温泉分析書」をいう。）の該当部分「5．試料1kg中の成分、分量及び組成」のすべてについて掲示することが適当であること。同号の掲示は、温泉分析書をそのまま用いることも、一つの方法であると考えられること。

エ．同一施設内に、温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有している施設、とりわけそれらが同一浴室内に混在する施設にあっては、温泉利用の浴槽と掲示の対応関係が明らかになるよう、また、同一施設内に異なる泉質の浴槽を有している施設にあっては、それぞれの泉質の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行うこと。

上記のほか、温泉事業者の自主的な情報提供として意義があると考えられる事項として以下のようなものがある。

ア．加水、加温、循環及び入浴剤の添加や消毒処理の程度

イ．加水する場合、水道水、井戸水、沢水等の別

ウ．源泉の状況（ゆう出量、揚湯方法、pH値など）、源泉から利用の場までの供給方法・供給量

（注）ゆう出量、揚湯方法、pH値などの事項については、温泉分析書に記載されている。

エ．温泉利用施設の清掃の状況及び湯の入替頻度等

また、温泉利用者が、温泉に関して理解を深めることに役立つ、多様な主体による情報の提供活動、普及啓発活動が重要と考える。その際、以下のよう

な点が配慮されることが望ましいと考える。

ア．温泉地を訪れる利用者の目的は、泉質、湯量などの温泉そのもの、周辺の自然環境、食事やサービス等多様である。これら多様な目的で訪れる利用者が理解しやすいような情報提供は重要である。更に、温泉資源の保護に対する理解の向上や入浴マナーの向上に資する普及啓発活動も望まれる。

イ．例えば、「循環ろ過方式」か「源泉かけ流し方式」かについても、利用者の正しい理解を得る必要がある。個々の温泉の入浴時の状況は、温泉の注入量、利用者数や浴槽の衛生管理状況などによって異なるものであり、どちらの方式が一義的に他より優れているという性格のものではない。更に、適切な維持管理に基づく循環ろ過装置の使用は、温泉資源の保護、衛生的な入浴状態確保の観点から重要な手段であることへの理解も重要と考える。

5．おわりに

本報告は、平成16年11月15日付けで環境大臣から諮問された、温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する喫緊の課題への対応についての考え方をとりまとめたものである。

今後、今回報告書に盛り込んだ新たな掲示項目について、温泉利用者に対する情報提供が進むことを期待する。

なお、当小委員会としては、温泉に関する情報提供を充実していくに当たっては、今回とりあげた温泉法に基づく掲示に加えて、地方自治体、地域、事業者など多様な主体による創意工夫がなされることにより、より多角的に情報提供が進むことを同時に期待するものである。

更に、今回の小委員会の審議の中で、表示の問題以外に指摘があった諸課題について、引き続き検討を行っていくことが重要と考える。

< 参考資料 >

審 議 経 過

平成16年10月12日 第7回自然環境部会
温泉小委員会の設置

平成16年11月15日 諮問、付議

平成16年11月22日 第1回温泉小委員会

- (1)「温泉事業者による表示のあり方等について」(諮問)及び
その背景について
- (2)温泉に関する表示等の現状について
- (3)その他

平成16年12月8日 第2回温泉小委員会

- (1)温泉事業者による表示のあり方等について
- (2)その他

平成16年12月21日～平成17年1月20日
パブリックコメントの実施

平成17年2月10日 第3回温泉小委員会

- (1)パブリックコメントの結果について
- (2)「温泉事業者による表示の在り方について」報告(案)について
- (3)その他

中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会委員名簿

< 委員長 >

熊谷 洋一 国立大学法人 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

< 委 員 >

石川 理夫 温泉評論家
大野 英市 (社)日本温泉協会常務副会長
岡島 成行 大妻女子大学家政学部教授
川名 英子 (財)生協総合研究所客員研究員
甘露寺泰雄 (財)中央温泉研究所所長
桑野 和泉 (株)由布院玉の湯代表取締役社長
小原 健史 全国旅館生活衛生同業組合連合会会長
近藤 勉 新潟県県民生活・環境部環境企画課長
佐藤友美子 サントリー(株)不易流行研究所部長
津上 俊治 (社)日本旅行業協会国内旅行振興策提言部会委員
中村 昭 (財)日本健康開発財団理事
(東京・八重洲健診センター所長)
原田 純孝 国立大学法人 東京大学社会科学研究所教授
森戸 哲 地域総合研究所所長

[敬称略]



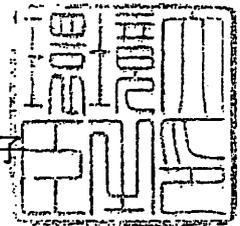
諮問第132号
環自整発第041115001号
平成16年11月15日

中央環境審議会

会長 森 篤 昭 夫 殿

環境大臣

小池百合子



温泉事業者による表示の在り方等について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する喫緊の課題について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

表示なく温泉に入浴剤等を使用する事例等が判明したことを契機として、温泉事業者による利用者への情報提供について国民の関心が高まっている。このような状況を踏まえ、温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する喫緊の課題への対応について、貴審議会の意見を求めるものである



中環審第217号
平成16年11月15日

中央環境審議会自然環境部会
部会長 熊谷 洋一 殿

中央環境審議会
会長 森 崑 昭夫



温泉事業者による表示の在り方等について（付議）

平成16年11月15日付け環自整発第041115001号をもって環境大臣より、当審議会
に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づ
き、自然環境部会に付議する。

温泉法 (抄)

(昭和二十三年七月十日法律第二百二十五号)

(温泉の成分等の掲示)

第十四条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。

2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

第三十六条 第十四条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第十四条第三項又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）

四～六 (省略)

温泉法施行規則 (抄)

(昭和二十三年八月九日厚生省令第三十五号)

(温泉の成分等の掲示)

第六条 法第十四条第一項の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 源泉名
- 二 温泉の泉質
- 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 四 温泉の成分
- 五 温泉の成分の分析年月日
- 六 登録分析機関の名称及び登録番号
- 七 浴用又は飲用の禁忌症
- 八 浴用又は飲用の方法及び注意

(温泉の成分等の掲示の届出)

第七条 法第十四条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所
- 三 前条各号に掲げる事項